

2026年一般財団法人ジェイリース奨学基金奨学生第8期生募集概要

■ 財団の概要

- ・ 法人名：一般財団法人ジェイリース奨学基金
- ・ 事業内容：視覚障がい者の支援を目的とする事業
- ・ 設立：西暦2018年5月
- ・ 設立者：中島拓（なかしまひろく）
- ・ 評議員、役員：10名（評議員3名 監事1名 理事6名）
- ・ 所在地：〒163-1102 東京都新宿区西新宿六丁目22番1号 新宿スクエアタワー
2階 ジェイリース株式会社内

■ 奨学生募集要項趣旨

一般財団法人ジェイリース奨学基金は、視覚障がいにより就労や就学が困難になった状況にありながらも、チャレンジ精神を持って訓練や学業に取り組む者に対して、返済義務の無い奨学金を給付することにより、視覚障がい者の社会進出に寄与します。

■ 奨学生応募資格（募集対象者）〈対象者詳細〉

身体障害者手帳（視覚障害1～6級）が交付されている、または視覚に障害があることを証明する医師の診断書が提出可能で、以下4つのいずれかに該当する方。

1. 視覚障がい者を対象とした職業訓練機関等に在籍中の方
2. 盲学校（視覚特別支援学校）の専攻科に在学中の方
3. 国内の大学の大学生ならびに大学院生、短大生の方
4. 高等学校（盲学校高等部含む）3年生の内、卒業直後に訓練機関、
盲学校専攻科及び国内の大学等いずれかへの進路を希望している方

■ 奨学金 年間60万円

- ・ 返済の義務はありません。3回に分けて支給します。
- ・ 行政や役所、JASSO（独立行政法人日本学生支援機構）等以外の奨学金との併給は認めておりません。

■ 給付対象者数

5名程度

■ 奨学金の休止、停止または返還事由

奨学生に認定された後、次の事項に該当する事象が発生した場合は奨学金の給付を停止もしくは奨学金の返還を求めることがあります。

1. 奨学生が退学（退所）したとき
2. 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したとき
3. 奨学生が原級にとどまったとき、または卒業延期の恐れが生じたとき
4. 奨学生の学業成績または性行が不良となったとき
5. 本財団が指定する義務を怠ったと財団が判断したとき（給付期間終了後の義務を含む）
6. その他奨学生として適当でない理由が生じたとき

■ 応募方法、提出書類

1. 奨学生願書

公式ホームページより指定様式をダウンロードして作成してください。

2. 推薦書

公式ホームページより指定様式をダウンロードして作成してください。

現在在籍している機関が作成してください。

3. 身体障害者手帳：視覚障害 1～6 級のコピー、または視覚に障がいがあることを証明する医師の診断書

4. 在学証明書または在籍証明書

現在在籍している機関より発行を受け提出してください。

5. 小論文(以下 3 つのテーマより 1 つを選択してください。文字数は 700～800 字。

※点字で作成される場合の文字数は、42 行 32 マス～48 行 32 マスを参考としてください。

① 私の夢

② 私の考える共生社会の実現に向けて

③ 私の再チャレンジ・再スタート

応募希望者は、2026年6月1日（月）～2026年9月18日（金）の間に、HPに掲載の応募フォームより直接お申込みください。
<https://www.nh-shogakukikin.jp/>